

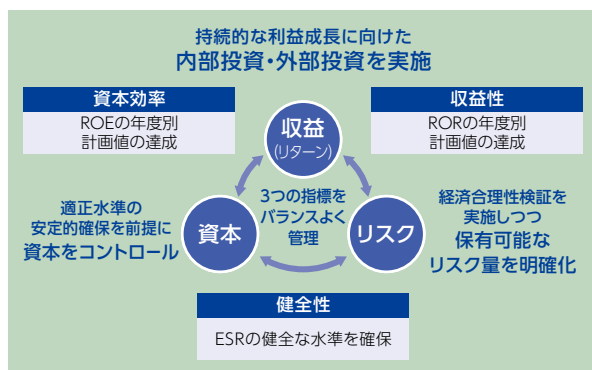
企業価値創造を支える仕組み

ERMの推進

MS&ADインシュアランス グループでは、ERM (Enterprise Risk Management) サイクルをグループ経営のベースにおき、健全性の確保を前提として、収益力および資本効率の向上のための取組みを行っています。リスク選好方針等を踏まえて各事業への資本配賦を行い、配賦した資本を活用してリスクテイクを実施し、ROR (Return On Risk) 等のモニタリングを通じて、適切なリスクコントロールを行っています。当社でも、ERMを経営計画における基本戦略と位置付け、ERM態勢の強化を図っていきます。

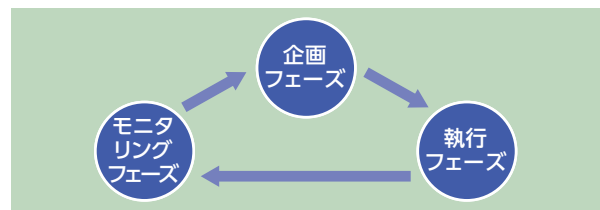
【リスク・リターン・資本の一体管理】

経営ビジョンを実現するため、グループリスク選好方針に沿った経営計画を策定の上、ERMサイクルをベースにリスク・リターン・資本を一体的に管理し、健全性の確保、資本効率およびリスク対比リターンの向上を図っています。



【ERMサイクル】

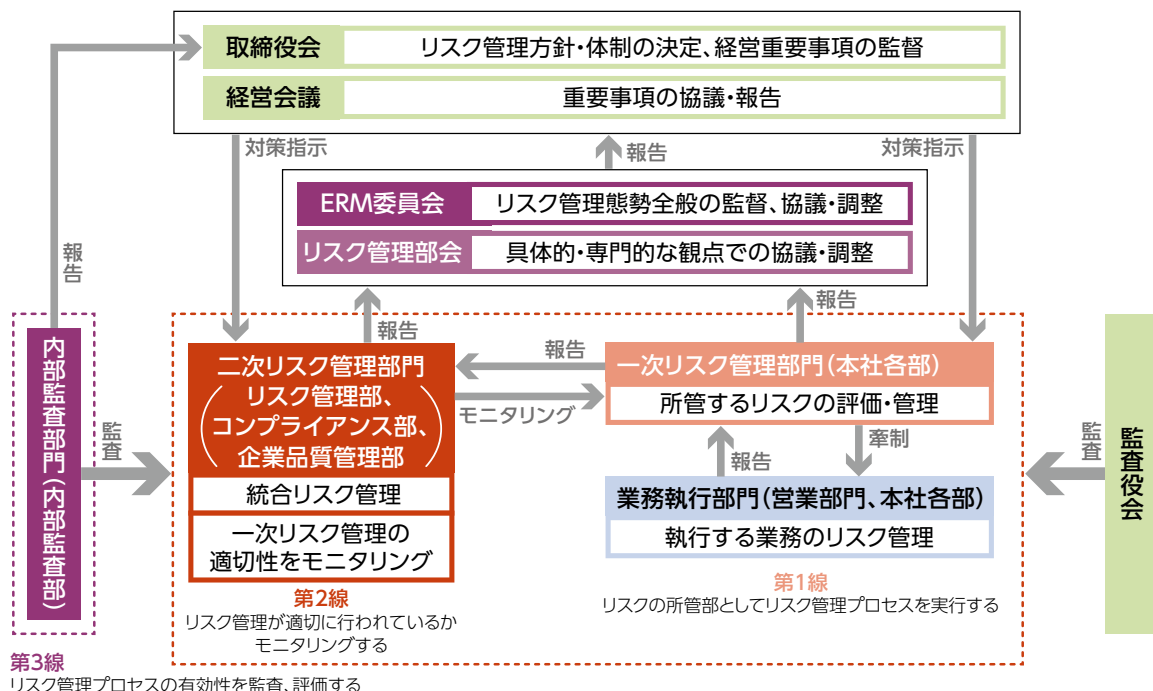
企画フェーズ	①リスク選好方針等を踏まえた戦略の策定、保有可能なリスク量を確認した上で資本配賦額の設定を行います。
執行フェーズ	②資本配賦額等をベースに、リスクリミットの範囲内でリスクテイクを実施します。
モニタリングフェーズ	③財務の健全性、収益性および資本効率等について定期的なモニタリングを行います。 ④モニタリング結果を踏まえ、必要な対応策等を検討・実行します。



リスク管理の取組み

社会・経済の複雑化によって、事業環境は次々と変化しており、経営上のリスクは多様化・巨大化しています。このような中で経営ビジョンの実現に向け当社が抱えるさまざまなリスクについて、自己資本との関係を踏まえた管理による財務の健全性の確保と資本効率の向上、加えて業務の適切性の確保による業務品質の向上を図り、持続的成長と企業価値向上の実現に資することを目的に、当社はリスク管理を経営の最重要課題として取り組んでいます。

【リスク管理体制図】



リスクの内容

●保険引受リスク	経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスク
●資産運用リスク	
①市場リスク	金利・株価・為替などの変化により保有資産や負債の価値が変動し、損失を被るリスク
②信用リスク	与信先の財務状況の悪化等により、資産価値が減少または消失し、損失を被るリスク
③不動産投資リスク	賃貸料の変動等により不動産に係る収益が減少するリスク、または不動産市況の変化等により不動産価格自体が減少し、損失を被るリスク
●流動性リスク	
①資金繰りリスク	当社の財務内容の悪化等による新契約の減少に伴う保険料収入の減少、大量ないし大口解約に伴う解約返戻金支出の増加、または巨大災害での保険金支払等により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより、損失を被るリスク
②市場流動性リスク	市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、損失を被るリスク
●コンダクト・オペレーショナルリスク	
○コンダクトリスク	当社の業務運営における役職員等の行動が、お客さま等のステークホルダーの合理的な期待に沿わない状況にあることにより、ステークホルダーに不利益が生じ、企業価値の毀損や社会的信用の低下が生じるリスク
○オペレーショナルリスク	以下10のリスクからなる
①事務リスク	役職員等が正確な事務を怠る、または事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク
②戦略リスク	事業戦略、営業施策、保険商品・サービス等の開発・改廃、新しい業務プロセスの設計・新システムの開発等が会社方針に整合していないこと、またはその実行の結果が当初の計画、目標から大きく乖離すること等により損失を被るリスク
③情報資産リスク	情報の毀損、改ざん、漏えい等により損失を被るリスク、およびコンピュータシステムのダウン・誤作動等のシステムの不備やコンピュータの不正使用により損失を被るリスク（システムリスク）
④法務リスク	業務執行における役職員の作為・不作為により当社または役職員が法令に違反するリスク
⑤事故・災害リスク	自然災害や事故、犯罪によって、役職員の生命・身体や会社資産に損失を被る、または第三者に対する賠償責任を負うリスク
⑥風評リスク	風説の流布や根拠のない情報の拡散等により、当社の評判が低下するリスク
⑦人的リスク	人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇・職場環境等の問題）、差別的行為（ハラスメント等）等により人財が流出する、あるいはエンゲージメントが低下するリスク
⑧人権リスク	事業活動の過程で、人権を侵害するリスク
⑨外部委託リスク	当社以外の第三者に委託した業務（再委託先以降の業務を含む）が適切に行われず、当社の業務を正常に運営できないことにより、お客さまが不利益を被るあるいは当社が損失を被るリスク
⑩関連会社リスク	関連会社に委託した業務運営が適切に行われないことにより、当社の業務品質や健全性を脅かすリスク

ストレステストの実施について

市場リスクや保険引受リスク（予定発生率リスク、予定利率リスク）等は、そのリスクが実際に発生した場合、会社に大きな影響を与える可能性があります。このため、当社では、大幅な市場金利の変動や発生率の悪化といった通常の予測を超える範囲のリスクを想定し、その影響度を分析するテストである「ストレステスト」を定期的の実施しています。テスト結果は、ERM委員会等に報告され、資産特性・負債特性の分析・把握等に役立てられています。

リスク管理体制

取締役会は、全社のリスク管理を統括する二次リスク管理部門とERM委員会を設置し、重要なリスク情報はERM委員会での審議を通じて、取締役会等に報告される体制を取っています。

また、リスク管理を適切に行うために、第1線、第2線、第3線に役割・責任を分けた組織・体制の「3ラインディフェンス」態勢を構築しています。

第1線は、営業部門と本社各部が担っています。本社各部は一次リスク管理部門として、所管する業務に係るリスクを直接コントロールし、二次リスク管理部門や経営等に、把握したリスクやリスク管理の状況を報告しています。

第2線は、二次リスク管理部門であるリスク管理部が担っています。本社各部による一次リスク管理のモニタリングを行い、定量・定性両面から統合リスク管理を行い、ERM委員会等へその結果を報告しています。

第3線は、内部監査部門である内部監査部が担っており、第1線、第2線で実施されているプロセスの有効性を、内部監査により評価しています。

統合リスク管理

当社は、多様なリスクを総合的に把握し、リスクへの対応を漏れなく行うこと、重要なリスクへ優先的かつ重点的に対応すること、必要な資本を確保することを目的として、定量・定性の両面から当社全体のリスク状況を管理する統合リスク管理を行っています。

定量的な管理

「保険引受リスク」や「資産運用リスク」などのリスク量を確率論的手法(VaR)^(※)により計量し、会社全体のリスク量として統合の上、経営体力(資本)と対比することで、資本が十分に確保されているかを把握・管理しています。

上記のほか、ストレステストとして、大規模な自然災害の発生による死亡率の悪化や資産運用に係る著しい環境変化等を想定して、ストレス発生時の影響を確認しています(前ページ参照)。

※ バリュースコア・リスク＝一定の確率のもとで被る可能性のある予想最大損失額

定性的な管理

当社のリスク特性や外的環境の変化等を踏まえ、毎年想定されるリスクを洗い出し、重点的に対応すべきリスクを明確にしています。経営への影響度が高い場合は、そのリスクの所管部がリスク管理の取組計画を策定し、二次リスク管理部門でその取組状況等のモニタリングを行い、ERM委員会および取締役会にその結果を報告しています。

再保険に関するリスク管理体制について

●再保険方針

取締役会は、保有するリスクの規模・集中度を適切に管理するため、再保険方針を定めています。再保険方針は、会社経営への影響度、リスク移転の必要性、コスト効果等を総合的に勘案して定められています。

●再保険カバーの入手方法

財務状況等を踏まえて再保険会社を選定し、さらに提供されるカバーの規模、範囲、コスト等を総合的に勘案し、出再保険会社を決定しています。なお、再保険会社の財務状況の確認は、格付機関の評価に基づいています。

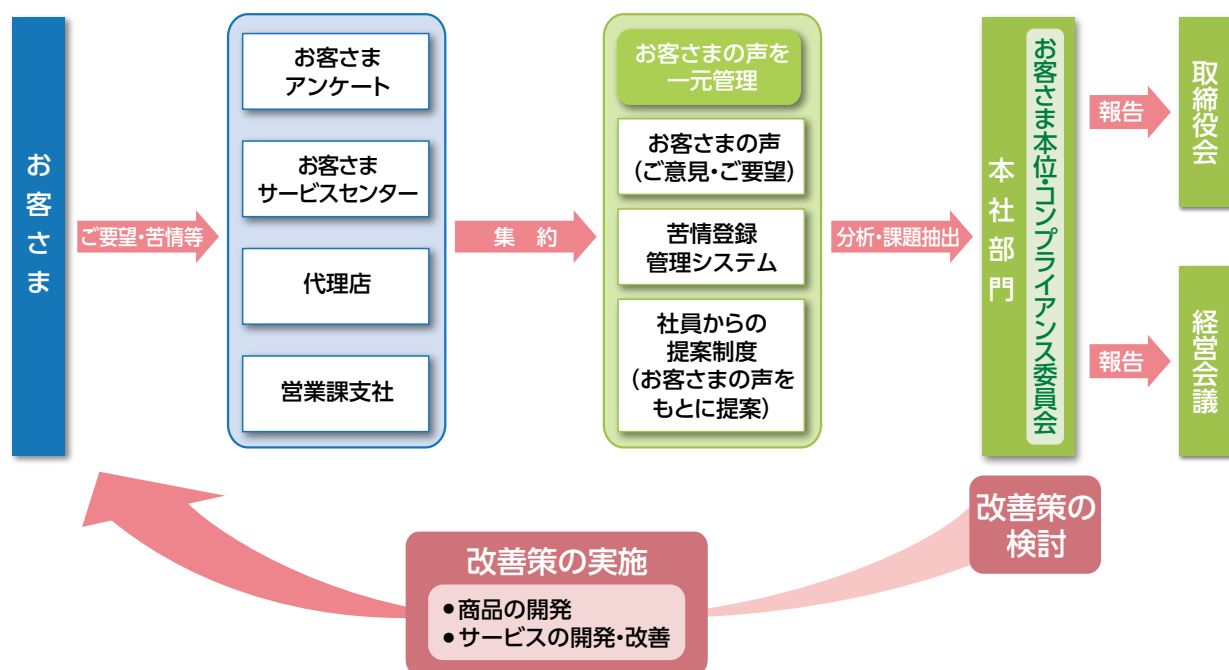
お客さまの安心と満足度向上に向けた取組み

当社は「お客さまの声対応方針」に則り、お客さまの安心と満足を実現するために、全社員がお客さまの声（ご意見・ご要望）を真摯に受けとめ、商品・サービスの開発・改善に活かす仕組みを整えています。

お客さまの声を商品・サービスの開発・改善に活かす仕組み

お客さまアンケート、お客さまサービスセンター、代理店、社員等を通じて寄せられたお客さまの声は、それぞれの窓口や担当部門で集約します。集約したお客さまの声は、企業品質管理部が分析・課題の抽出を行い、お客さまの声に最大の価値観をおいた改善策を検討しています。

さらに、全社的な品質向上を推進するために、役員・本社部門の部長により構成される「お客さま本位・コンプライアンス委員会」を設置しています。同委員会では、本社部門の改善策の検討結果や全社的なお客さま満足度向上の取組状況について確認し、部門横断的・全社的な課題の検討や改善の指示を行い、継続的な品質向上の取組みを進めています。



(1) 「お客さまサービスセンター」でお受けするお客さまの声

「お客さまサービスセンター」では、お客さまから保険商品の内容や各種契約手続き等に関するお問い合わせ、資料請求等のご要望や業務全般に関する各種ご意見・ご相談を、電話やオフィシャルサイト等でお受けしています。お受けしたご意見は集約・分析し、ご満足いただける商品・サービスをご提供できるよう本社部門が中心となり改善に取り組んでいます。

(2) 苦情登録・管理システムによる苦情の一元管理

苦情を「お客さまからの不満足の実証」と定義しています。発生した苦情を一元管理する苦情登録・管理システムを社内イントラネット上に構築し、不満足を感じられたお客さまに対して、迅速・丁寧に対応する仕組みを整えています。また、苦情の発生原因を分析し、商品・サービスの開発・改善に取り組み、ご不満の未然防止に努めています。

2025年度 苦情件数：2,455件

* 苦情件数の内訳は、93ページに掲載されています【Ⅲ.3-(2)相談(照会、苦情)の件数】をご参照ください。

(3) 社員からの提案制度による改善取組

お客さま満足度の向上・企業価値のさらなる向上を目指し、社員からの提案制度を構築しています。

同制度は、社員がお客さまや代理店から寄せられた声をもとに、自らの職場で解決できない課題や、企業価値の向上に対するアイデアを提案し、本社部門が改善策を検討して改善する仕組みです。

2025年度 提案件数:2,385件、改善件数:642件

(4) お客さまアンケートの実施

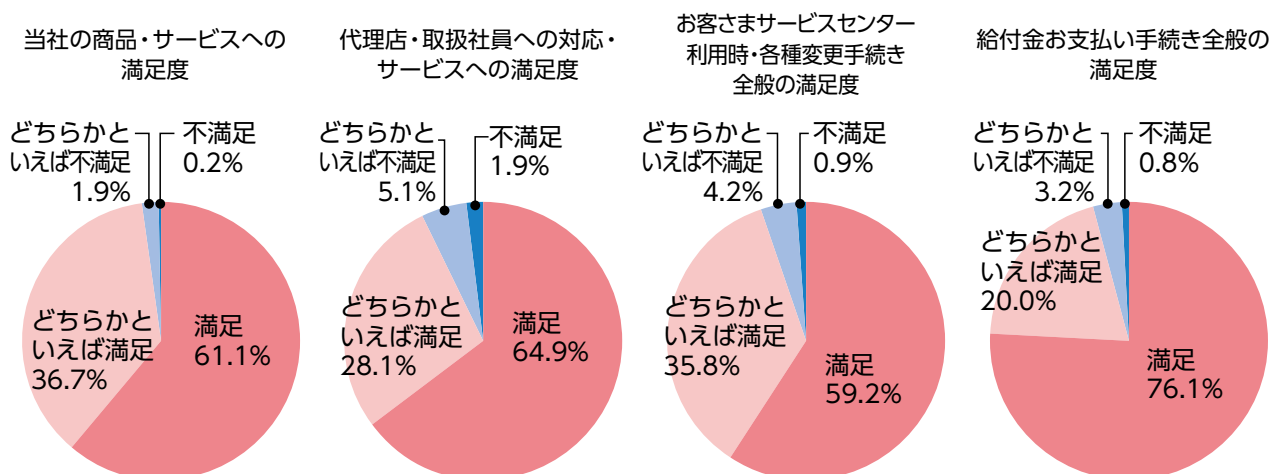
より多くのお客さまから、商品やサービス、各種お手続きに対するご意見や評価をお伺いするため、お客さまアンケートを実施しています。

アンケート結果は、業務改善に役立てるため、社員・代理店にフィードバックして、お客さま対応に活かしています。

【お客さまアンケートの主な内容】

アンケートのご案内方法	お伺いする内容	ご回答数
専用のWebサイトでアンケートを実施。 URLを掲載したご案内を下記の書類送付時に同封しているほか、LINE公式アカウント等での発信や代理店経由でも案内。 ●年に一度ご案内する「ご契約内容のお知らせ」 ●ご加入時にお届けする「保険証券」 ●ご契約後の各種変更手続き書類 ●給付金関連書類	商品・サービスや代理店・取扱社員の対応・サービス等ご契約全般の満足度について	102,364件 2025年4月～2026年3月まで実施
	＜ご契約手続き時＞ 契約時の商品・サービスの説明や申込手続きのわかりやすさの満足度について	
	＜各種変更手続き時＞ お客さまサービスセンター利用時のコミュニケーションの電話対応や各種変更手続き書類記入方法のわかりやすさ、手続き全般の満足度について	
	＜給付金お支払い手続き時＞ 給付金手続きのご説明や書類のわかりやすさ、お支払いまでの期間、手続き全般の満足度について	

【お客さまへのアンケート結果 抜粋】



* 記載のデータは、端数処理の関係上、合計が100.0%にならない場合があります。

お客さまの声を活かした改善例



お客さまの声

モバイル決済で保険料を支払えるようにしてほしい。

お客さまの声をもとに改善

保険料のお引き落としができなかった2回目以降の保険料や立替金・契約者貸付のご返済等において、これまでの銀行振込、コンビニ決済に加え、スマホ決済(PayPay)、Pay-easy(ペイジー)も選択可能とし、お客さまの多様なニーズに対応できるようにしました。(2025年8月)



お客さまの声

郵送されるご契約内容のお知らせをWebでも確認したい。

お客さまの声をもとに改善

お客さまWebサービスに登録済の個人契約のお客さまは、毎年当社から郵送する「ご契約内容のお知らせ」をWeb上でも確認いただけるようにしました。また、Web上でそのまま住所変更等、所定の手続きをしていただくことも可能です。(2025年8月)



お客さまの声

クレジットカード情報を郵送した際に、会社に届いたかどうか確認できるようにしてほしい。

お客さまの声をもとに改善

お客さまから当社に「生命保険料 クレジットカード支払申込書(新契約用)」を送付いただく際に、配達状況を確認できる特定記録郵便をご利用いただけるようにしました。(2025年11月)



お客さまの声

保険金・給付金請求時の必要書類の提出基準を簡略化してほしい。

お客さまの声をもとに改善

保険金・給付金等請求時の必要書類について、公的書類(戸籍謄本、住民票、印鑑証明書等)の提出基準を緩和しました。(2026年2月)

苦情対応マネジメントシステムの国際規格「ISO10002」に関する適合宣言

当社は、国際規格「ISO10002（品質マネジメント—顧客満足—組織における苦情対応のための指針）」に適合した苦情対応マネジメントシステムを2012年4月に構築し、お客さまの声を基点とした自主的な改善活動に取り組んでいます。2019年3月にMS&ADインターリスก์総研株式会社よりISO10002規格に適合している旨の評価を受けております。また、最新規格ISO10002:2018に基づき自己評価を行っています。今後もお客さまの声を幅広くお伺いするとともに、寄せられたすべてのお客さまの声に真摯に耳を傾け、「お客さま満足度の向上」のための取組みを推進していきます。

「ISO10002」（苦情対応マネジメントシステム）の概要

- 「苦情対応」に関する国際規格であり、苦情対応プロセスを適切に構築し、適用するためのガイドラインを示した規格です。
- マネジメントシステムの構築や運用について当事者が自ら評価し、適合を宣言することのできる規格です。

お客さまの声対応方針

基本理念

三井住友海上あいおい生命保険株式会社（以下「三井住友海上あいおい生命」といいます。）は経営理念に基づき、苦情等を含むお客さまの声対応のあらゆる局面において迅速・適切・真摯な対応を行い、お客さま満足度の向上に寄与するため、下記の行動指針に沿って取組みを推進していきます。

〈お客さまの定義〉

本方針におけるお客さまの定義は、「三井住友海上あいおい生命のあらゆる活動に関わるお客さま」をいい、個人・法人等を問いません。

〈お客さまの声の定義〉

本方針におけるお客さまの声の定義は、「お客さまから寄せられたすべての声（問い合わせ、相談、要望、苦情、紛争、おほめ、感謝等）」とします。

このうち、苦情の定義は「お客さまからの不満足の実証」とします。

また、「苦情等」とは、お客さまの声のうち「問い合わせ、相談、要望、苦情、紛争」を指します。

行動指針

〈基本姿勢〉

- 全従業員は、お客さまから寄せられたすべての声に対して、迅速・適切・真摯な対応を行います。
- 全従業員は、お客さまの声は「お客さまの信頼を確保し、事業の成長を実現し、さらなる品質向上を実現するための重要な情報である」と認識します。
- 全従業員は、お客さまの声に関する情報を収集分析し、苦情の低減に努めると同時に、品質の向上・お客さま満足度の向上に向けた諸施策に活かします。

〈苦情等対応管理態勢〉

- 苦情等対応に関する態勢を構築し、適切に運営します。
- 苦情等対応に関する取組および個別具体的な対応については、「お客さまの声対応マネジメントシステム基本規程」および「お客さまの声対応マニュアル」に詳細を規定します。

〈組織体制〉

- 苦情等対応に関する最高意思決定機関は取締役会とし、苦情等対応に関する業務執行の最高責任者を取締役社長とします。また、最高責任者を補佐し、苦情等対応管理部門を所管する役員を苦情等対応管理責任者として任命します。
- 取締役会での意思決定の合理性・適切性を確保するため、経営会議等で十分な審議を行います。
- 苦情等対応に関する方針の立案、情報の一元管理、関係する各部門への指導・指示、および取締役会・経営会議等・各部門に対し、苦情等に基づく改善提言などを行う苦情等対応管理部門を設置します。

〈取組方針・計画の立案と実践〉

- 経営計画および苦情等対応管理部門の部門計画において、苦情等対応に関する取組方針・計画を定め、同方針・計画にしたがって取組みを進めます。

〈周知徹底〉

- 全役職員に対して、迅速・適切・真摯な苦情等の対応を可能とする教育・指導を行います。

〈情報共有・記録保存〉

- 取締役会、経営会議等、苦情等対応に関する最高責任者、苦情等対応管理責任者、苦情等対応管理部門、その他の関係部門・関係会議体は、苦情等対応に関する情報を適時適切に共有し、記録・保存します。
- 苦情等対応に関する情報の内、経営に重大な影響を与える事項については、苦情等対応管理部門が取締役会・経営会議等に速やかに報告します。

〈苦情等の分析と活用〉

- 取締役会、経営会議等は苦情等対応管理部門から提供された苦情等対応に関する情報を基に、苦情等対応に関する取組や業務全般に関する改善施策について定期的に審議し、関係部門に改善の指示を行います。
- 全部門が、苦情等対応に関する情報を収集分析し、苦情の低減に努めると同時に、品質の向上・お客さま満足度の向上に向けた諸施策に活かします。

〈監査〉

- 内部監査部門は、苦情等対応に関する取組について定期的に監査を行います。監査結果を、監査対象部門へ通知し、取締役会に報告し、必要に応じて関係部門に情報提供します。

〈是正措置等の検討と実施〉

- 苦情等対応管理態勢、個別具体的な苦情等対応、およびこれに関連する業務において不具合が発見された場合は、速やかに是正措置を講じます。

〈説明責任〉

- 苦情等の受付状況、主たる苦情等の概要、改善施策については、社内外に適時適切に開示し、説明責任を果たします。

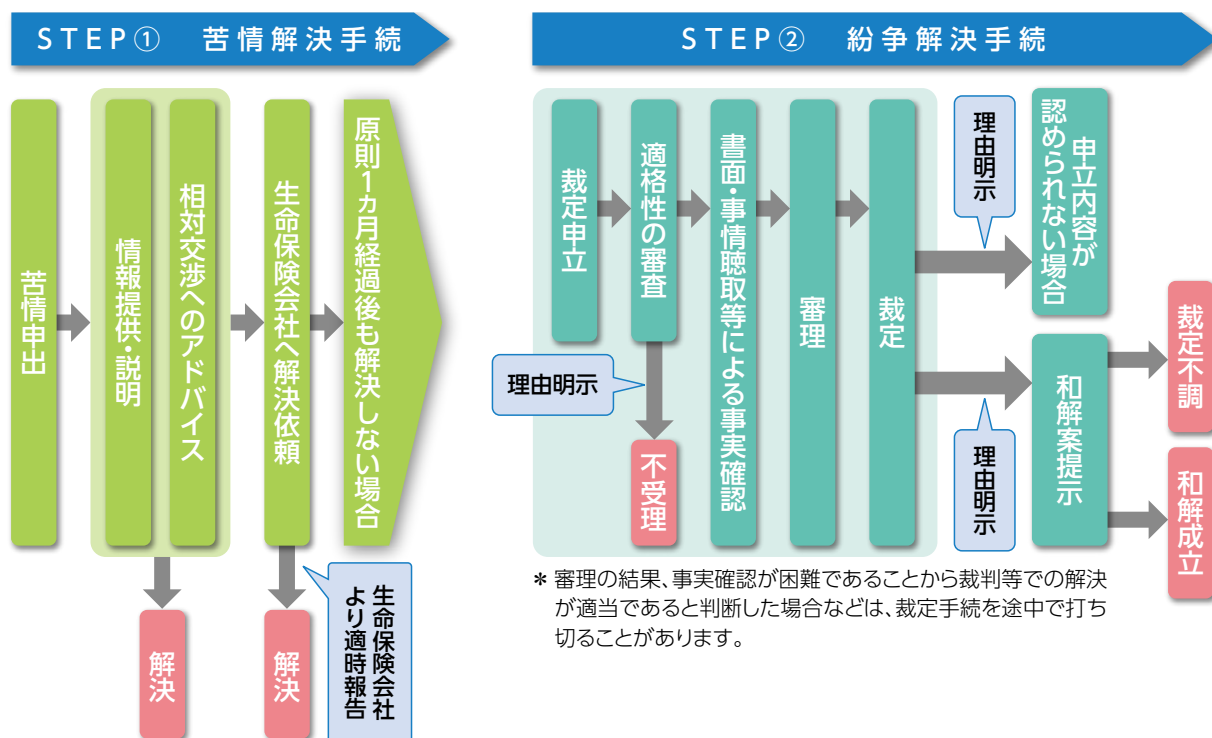
金融分野の裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)について

～ 生命保険相談所のご案内 ～

- 2010年10月1日から、金融分野の裁判外紛争解決制度として金融ADR制度が開始されました。本制度は、金融商品やサービスの苦情に対する確に対応する体制作りを通じて、利用者保護の充実を図ることを目的としています。
- 「一般社団法人生命保険協会」は保険業法に基づき「生命保険業務に関する紛争解決業務を行う者」の指定を受けた紛争解決(ADR)機関です。生命保険協会との間で、紛争解決等業務に関する生命保険会社の義務等を定めた契約を締結しています。
 - (1) 一般社団法人生命保険協会生命保険相談所では、電話・来訪・相談フォームで生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国に50ヵ所の「連絡所」を設置しています。
 - (2) なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っています。

【生命保険協会における苦情受付～裁定審査会までの流れ～】

*詳細は生命保険協会ホームページをご参照ください。



ご利用にあたっては、所定の手続きが必要となります。詳細につきましては、以下までお問い合わせください。

生命保険相談所

TEL: 03-3286-2648

受付時間: 9:00 ~ 17:00 (土・日曜、祝日、年末年始を除く)

ホームページアドレス: <https://www.seiho.or.jp/contact/about/>

より良い品質を目指す取組み

生命保険はカタチのない商品。だからこそ、お客さまに保険証券という「安心」をできるだけ早くお届けすることが大切だと考えています。また、保険金・給付金、解約返戻金のお支払いも同様に考えています。

当社は、保険証券、保険金・給付金、解約返戻金をお届けする日数を「安心お届け日数」とし、お客さまに1日でも早く「安心」をお届けできるよう取り組んでいます。

安心お届け日数(新契約成立日数・平均)

お客さまの申込日の翌日から契約が成立する日までの営業日数の平均値を「新契約成立日数」と設定し、これを安心お届け日数(新契約成立日数・平均) ^(※)としています。

なお、「特別条件付契約」「承諾保留申込契約」「仮申込契約」を含みます。

※ 2019年度から、お申込みの際に「健康状態を告知いただくだけの場合など(告知書・無選択扱)」と「それ以外(医師の診査を受けていただく場合など) (報状扱)」に分け、それぞれについてご契約が成立するまでにかかる日数の短縮に取り組んでいます。

全契約	5.9日
告知書・無選択扱	5.3日
報状扱	7.6日

安心お届け日数(保険金等支払所要日数・平均)

お客さまから保険金・給付金請求書類を会社・代理店が受け付けた日の翌日から着金日までの営業日数の平均値を「保険金等支払所要日数」と設定し、これを安心お届け日数(保険金等支払所要日数・平均)としています。

なお、請求書類に不備のあった案件や治療経緯等の確認を実施した案件は除いています。

4.8日

安心お届け日数(解約返戻金支払所要日数・平均)

お客さまから解約請求書類を会社・代理店が受け付けた日の翌日から着金日までの営業日数の平均値を「解約返戻金支払所要日数」と設定し、これを安心お届け日数(解約返戻金支払所要日数・平均)としています。

なお、新たに保険を契約された際にこれまでの契約を同時期に解約された場合や、異例処理は除いています。

2.2日

代理店教育・研修

(1) 信頼される代理店・募集人の育成を目指して

生命保険の販売では、お客さまのライフスタイルや生活設計、ニーズなどをしっかり把握して、お客さま一人ひとりに適した保障をご提供する「コンサルティング」が必要とされています。

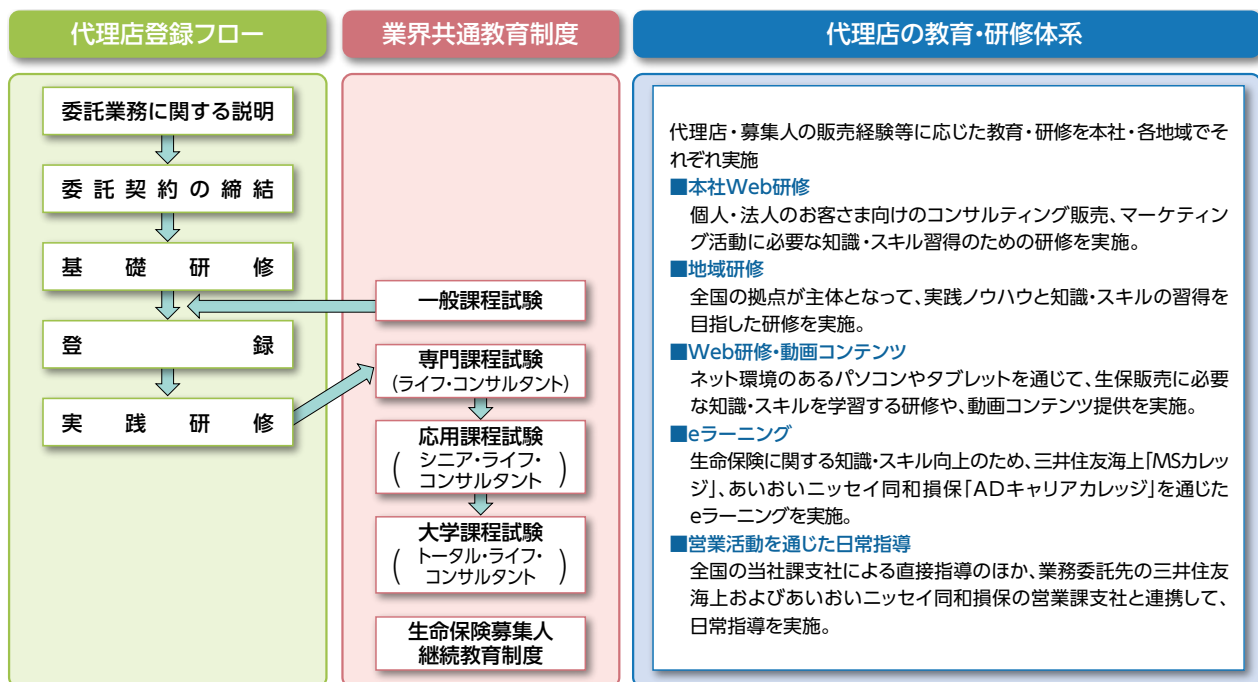
当社では、営業教育推進部門を中心に各種教育研修を企画・実施しています。

具体的には、代理店・募集人に対して、

- ①教育研修の目標を「わかる」から「やってみる・できる」へ、さらに「継続する」へシフトすることで持続的成果につなげていくこと
 - ②お客さまの求めるニーズに確実に応える「コンサルティング力」を向上し、ニーズ以上のものを提供することでお客さまの信頼と満足度を一層高めること
- の2点の実現に向けて「使命感醸成」「代理店経営対話」「生命保険販売力向上」「社会課題解決への貢献」に重点をおき、取り組んでいます。

(2) 代理店教育・研修体系

生命保険代理店委託後の初期段階から、適正な募集活動に必要な知識とスキルの習得に向け、「各種業界共通教育」「本社Web研修」「地域研修」「Web研修・動画コンテンツ」「eラーニング」「営業活動を通じた日常指導」を実施しています。



ライフ・コンサルタントについて

ライフ・コンサルタントとは

ライフ・コンサルタントは、お客さまに直接生命保険販売を行う社員（生命保険募集人）です。高度な専門知識と高品質のコンサルティングにより、お客さまの幸せな暮らしをサポートすることを使命とし、長年にわたる信頼関係の構築を目指しています。

コンサルティング手法について

独自ソフト「ライフプランNavi-Pro®」を活用し、ご家族の「夢をかなえるライフプラン」で夢の実現をお手伝いするとともに、家計の担い手に万一のことがあった場合でも安心して暮らしていける「夢を守るライフプラン」で、一人ひとりに合ったオーダーメイドの生命保険を提案します。

ライフ・コンサルタントの「ありたい姿」

【ブランドスローガン】

あなたの“守りたい”に寄り添い続けます

【ブランドプロミス】

私たちはプロフェッショナルとして

- つねに思いやりを大切に行動します
- つねに安心と感動を提供します
- つねに最高品質のコンサルティングを提供します

(2026年4月1日現在)

ライフ・コンサルタントの所属、社員数、配置について		
所属	LC支社	生保支社
社員数	314名	51名
配置	札幌、仙台、さいたま、千葉、東京、横浜、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、熊本などのLC支社	全国各地の生保支社

代理店との共同募集について

三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の代理店とライフ・コンサルタントが、両社の損害保険のお客さまに共同で生命保険の募集を行っています。ライフ・コンサルタントの専門性とMS&ADインシュアランスグループのスケールメリット、ノウハウを融合し、お客さまに総合的な保険サービスを提供しています。

教育体系

時期	入社1ヵ月	入社3ヵ月	入社6ヵ月	入社12ヵ月	入社24ヵ月
集合研修	入社時研修	ライフプラン Navi-Pro®研修	フォロー研修	法人等各種テーマ別研修	2年目フォロー研修
支社研修	初期研修	基礎トレーニング	OJT		
資格試験	一般課程	専門課程・変額・外貨建保険販売資格・応用課程・大学課程／FP資格等			

人財育成 社員教育

人的資本経営の強化

会社の最大の財産は人財です。社員一人ひとりが成長を通じて思い描くキャリアを実現し、エンゲージメント高く、夢や希望を持って働くことが、会社の競争力の源泉となります。

この基本認識のもと、多様な社員一人ひとりを会社の『資本』と捉え、その価値を最大限に引き出す「人的資本経営の強化」を図っています。具体的には、キャリア形成の自律化とスキルアップによる「個人の成長」、マネジメントスキルのレベルアップによる「マネジメントの進化」の両輪で進めています。これらの取組みを通じて、全社員が、主体的にキャリアを描き、成長し、変革にトライする「プロアクティブ人財」となり、全職場が、心理的安全性とキャリア安全性が高く、健全で規律ある組織マネジメントが定着した「新たな価値を創造する職場」へと進化していくことを支援しています。

人財育成方針・社員研修

「個人の成長」「組織力の強化」「多様な人財の活躍支援」を軸に、社員一人ひとりの自律的な成長と挑戦を後押しする各種研修・施策を展開しています。

マネジメント力の強化

マネジメント層一人ひとりが基本行動を徹底し、健全で規律ある組織マネジメントと、管下メンバーの「やりきる力」を引き出すことにつなげていくため、年間を通じての育成プログラムを実施しています。

若手層のスキルアップ

新卒入社1年目の社員を職場全体で育てる「協育プロジェクト」(OJT制度)を軸に、グループ全体で、社会人基礎力の強化を図り、早期に活躍できる人財として育成しています。

例:入社時研修・2年目フォローアップ研修(対象:新卒入社)

中堅層の育成

マネジメント層によるOJT、各種施策の実施により、中堅層のレベルアップを図り、次世代のマネジメント層候補者にふさわしい人財を育成しています。

例:プレマネジメントスクール(グループ会社共通)

専門人財の育成(デジタル、アクチュアリー)

デジタル技術の急速な進展や経済・社会の動向を踏まえた、社会課題の解決に貢献する先進的な商品・サービスを提供し続けるため、デジタル分野やアクチュアリー業務の専門人財の育成を進めています。

例:データサイエンティスト、アクチュアリーの育成

自己啓発支援

リスキル公開講座

社員の自律的なスキルアップを支えるために、DX基礎知識や、論理的思考力、創造的思考力などのビジネススキルを習得する、サブスク型オンライン研修を実施しています。

MSAオンデマンド

生命保険の基礎知識・周辺知識等を自学習できる動画サイトです。主力商品、好取組事例、社外講師セミナー等、約500本の動画を掲載し、営業活動に役立つスキル・ノウハウ向上の支援を行っています。

MS1 Learning

社員が自主的にいつでも学習できる環境を整備し、豊富な学習コンテンツを用意することで、幅広い業務知識の習得を支援しています。

人権尊重について

MS&ADインシュアランス グループは、2017年2月に「MS&ADグループ人権基本方針」を定めました。この方針に掲げる姿を目指し、社員が常に人権尊重の意識を持って行動し、必要に応じて適切な対応を行っていただけるよう、人権啓発に向けた社内態勢を構築し、全社員を対象に人権研修を毎年実施しています。

多様な社員全員の成長と活躍推進

全社員を対象に、組織や立場を超えた交流・学びの機会を提供するとともに、中高年層の一層の活躍支援や育児・介護との両立支援等を通じて、社員一人ひとりの活躍を支える取組みを一層強化します。

多様な社員の活躍推進

〈人財・部門間交流の活性化〉

社員がトレーニー（実習者）として、短期間、他部署の業務を体験できる「トレーニー制度」を活用することで、人財・部門間交流の活性化を促し、社員の相互理解やキャリア形成支援を進めています。また、異業種交流の機会として、他社の社員が登壇するパネルディスカッションなども開催しています。

〈女性活躍支援〉

女性が仕事と私生活を両立しながら就業を継続しやすい職場環境の整備や、管理職育成に向けた研修を実施しています。女性管理職比率は着実に増加し、27.1%となっています（2026年4月1日現在）。

〈若手層・中高年層活躍支援〉

幅広い世代の社員一人ひとりが個性・強み・経験を活かす環境づくりのため、所属を超えた社員間の交流会・座談会等を実施しています。

〈障がいのある社員の支援〉

障がいのある社員が能力を発揮し、自分らしく働ける環境を目指して、障がいのある社員との交流会や、障がいの特性について理解するセミナーを実施しています。オフィスにおける環境整備では、本社ビルにおいて、案内板の点字表示、共用廊下の誘導ブロック設置等を行っています。

〈LGBTQ+支援・理解促進〉

セミナー等を通じて、全社員がLGBTQ+をはじめとする性的マイノリティへの正しい理解を深めています。また、MS&ADインシュアランス グループ共通のALLYコミュニティによる支援者の輪の拡大や、情報提供を行っています。福利厚生制度（慶弔金支給基準・住宅貸与基準・遺族見舞金等）においては、同性パートナーも適用されることを定めています。

〈就業継続のための両立支援〉

男性社員の育児休業取得推進

多様な価値観を尊重し、社員一人ひとりが働きやすい職場づくりに取り組んでいます。その一環として、男性社員の育児休業の取得を推進し、取得率100%、平均取得日数4週間以上を目指しています。

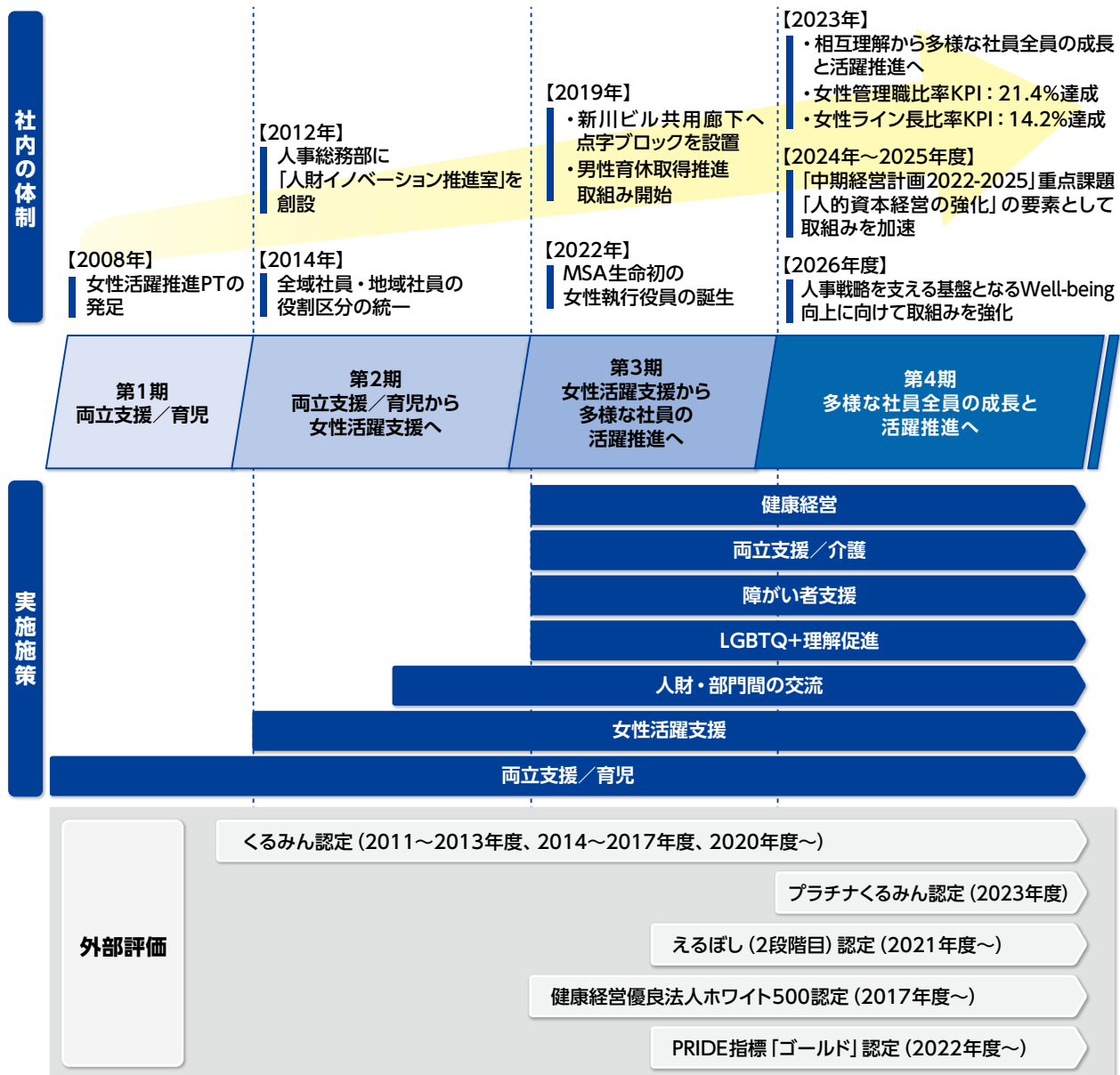
家事代行・介護支援サービス利用補助制度

社員の私生活面（家事・介護等）におけるサポートを目的として、「家事代行サービス」および「介護支援サービス」に関わる利用補助を導入しています。

介護・治療等と仕事の両立支援

親族の介護や自身の傷病の治療、不妊治療などに際して、一定期間の短時間勤務制度やリモートワーク制度を活用することができます。社内相談窓口の設置や、将来、介護に備えるための周辺情報や人事制度をまとめた「介護両立支援ハンドブック」を全社員に向けて周知する等、介護・治療等と仕事の両立を支援しています。

多様な社員全員の成長と活躍推進取組みの変遷



【健康経営^(※)】社員の健康づくり推進について

※「健康経営」は、特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。

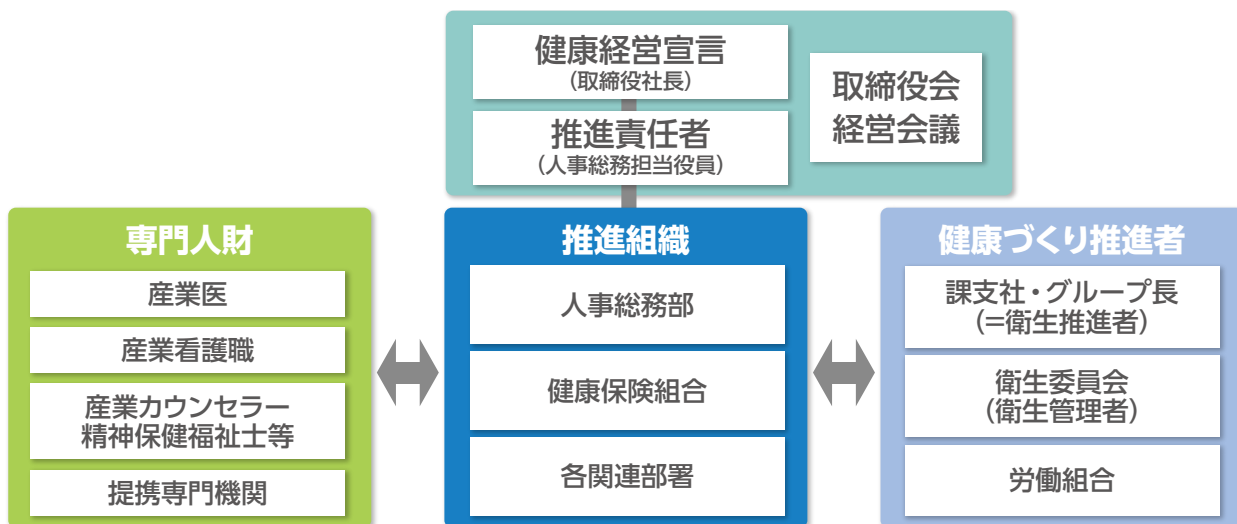
当社は、「社員が健康であることは社員自身のQOL (Quality of Life) の向上のみならず、MS&ADインシュアランスグループの経営理念ならびに当社の目指す姿の実現に欠かせない要素」と考え、「健康経営宣言」のもと、推進体制・重点取組を明確にし、社員一人ひとりの心身の健康づくりを推進しています。

健康経営宣言

三井住友海上あいおい生命は、社員の安全と健康を確保し、社員が心身ともに健康でいきいきと働くことが、当社の持続的成長と企業価値向上を支える経営基盤であると考えています。
社員が働きがい・やりがいをもっていきいきと働けるよう、社員と家族の心身の健康の保持・増進と、安全に配慮した働きやすい職場環境づくりに取り組みます。
そして、多様な社員全員が成長し活躍することによって、社会との共通価値を創造していきます。

取締役社長 赤木 匡

【推進体制】



経営トップの健康経営宣言のもと、産業医・産業看護職をはじめとする専門人材や健康管理推進室が中心となり、各職場の衛生推進者である課支社・グループ長と密接に連携し、健康経営を推進しています。

【重点取組】

(1) 健康経営の浸透・風土醸成

経営層のインタビュー動画や健康宣言を発信し、健康経営の浸透と企業風土の醸成をします。

(2) 健康関連指標改善

健康関連指標のさらなる改善に向けて、社員の主体的な自己管理・生活習慣改善を支援します。

(3) 時間の有効活用・労働時間の適正化

残業時間の削減に取り組み、創出した時間をスキルアップなどに活用します。

(4) 健康増進対策

4つのテーマ①運動習慣の促進、②健康的な食生活の推進、③十分な睡眠時間確保の推進、④受動喫煙防止対策と禁煙支援を中心に、社員の自主的な健康増進取組を推進します。

(5) メンタルヘルス対策

総合的な対策を継続実施し、メンタル不調者の未然予防、早期発見・対処、休務者の早期復帰を図ります。



【主な具体的取組】

メンタルヘルス対策 ● 環境変化者（新入社員・新任課支社長等）への面談実施 ● ストレスチェックの実施、活用 ● 療養支援や職場復帰支援の実施	健康経営の浸透・イベント ● 健康経営に関する社長、役員インタビュー動画の配信 ● 本社及び大阪等の地方拠点での健康フェスタの開催
健康増進対策「チャレンジ企画」 ● 健康サポートアプリを活用した健康増進対策「チャレンジ企画」の実施 ・食生活改善 ・運動習慣促進（ウォーキング） ・睡眠改善（睡眠時間確保・質の向上等） ● 禁煙サポートプログラムの実施（健康保険組合との共同実施） ● 就業時間中禁煙運動の実施	健康関連指標改善 ● 精密検査の受診勧奨 ● 高リスク者への個別改善支援（運動・食生活見直しのための生活習慣学習サポートプログラムの実施）

社員のヘルスリテラシー向上、健康増進を目指し、上記のようなさまざまな取組みを中心とした対策、社内キャンペーン、セミナーを実施しています。

【主な健康関連の指標】

	2023年度	2024年度	2025年度	目標値
定期健診受診率	100%	100%	100%	100%
がん検診(肺)受診率	98.6%	98.6%	98.7%	90%以上
がん検診(胃)受診率	88.2%	87.6%	87.1%	90%以上
がん検診(大腸)受診率	95.4%	96.2%	95.7%	90%以上
がん検診(乳房)受診率	95.0%	93.6%	94.4%	90%以上
がん検診(子宮)受診率	85.9%	85.9%	85.2%	90%以上
ストレスチェック受検率	98.5%	97.6%	98.5%	90%以上
精密検査受診率 ^(※1)	66.3%	78.6%	実施中	100%
特定保健指導完了率	62.1%	66.8%	実施中	80%以上
適正体重者率 BMI18.5～24.9	65.4%	65.8%	65.7%	70%以上
運動習慣者比率 ^(※2)	30.1%	30.8%	32.5%	30%以上
喫煙率	17.3%	17.2%	17.1%	12%未満
キャンペーン参加率 ^(※3)	61.8%	60.3%	44.0%	60%以上

※1 精密検査受診率：延べ人数 ※2 運動習慣者比率：1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上、1年以上実施

※3 キャンペーン参加率：健康増進対策「チャレンジ企画」参加者割合（※2025年度より健康サポートアプリ新規導入による算出方法変更）

【その他データ】

	2023年度	2024年度	2025年度	目標値
アブゼンティーイズム ^(※4)	0.79日/年	0.53日/年	0.76日/年	前年比削減
私傷病休務者の欠勤日数/全社員数	2,080日/2,633人	1,416日/2,663人	2,023日/2,656人	
プレゼンティーイズム ^(※5)	20%	10%	17%	10%以下
回答率(回答対象者)	84.4% (2,315人)	96.0% (2,452人)	97.0% (2,395人)	
ワーク・エンゲージメント ^(※6)	93.2%	86.0%	86.8%	前年比削減
回答率(回答対象者)	96.3% (2,421人)	98.3% (2,355人)	98.5% (2,414人)	

※4 アブゼンティーイズムは「健康問題で仕事を休業/欠勤している状態」を指し、私傷病休務者における、1年間の欠勤日数の全社員平均より算出

※5 プレゼンティーイズムは「健康問題が理由で生産性が低下している状態」を指し、SPQ (Single-Item Presenteeism Question 東大1項目版) 回答の平均値を算出し、100から平均値を引いた値

※6 ワーク・エンゲージメントは、社員意識調査において、仕事に対する誇り・働きがい等に関する質問の肯定回答割合（2024年度より質問内容を変更）

コーポレート・ガバナンス体制

当社は、「MS&ADインシュアランス グループ経営理念・経営ビジョン・行動指針」の下、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、持続的成長を実現するため、透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、企業価値の向上に努めています。

経営体制

監査役会設置会社として、取締役(会)および監査役(会)双方の機能の強化、積極的な情報開示などを通じ、ガバナンスの向上に取り組んでいます。

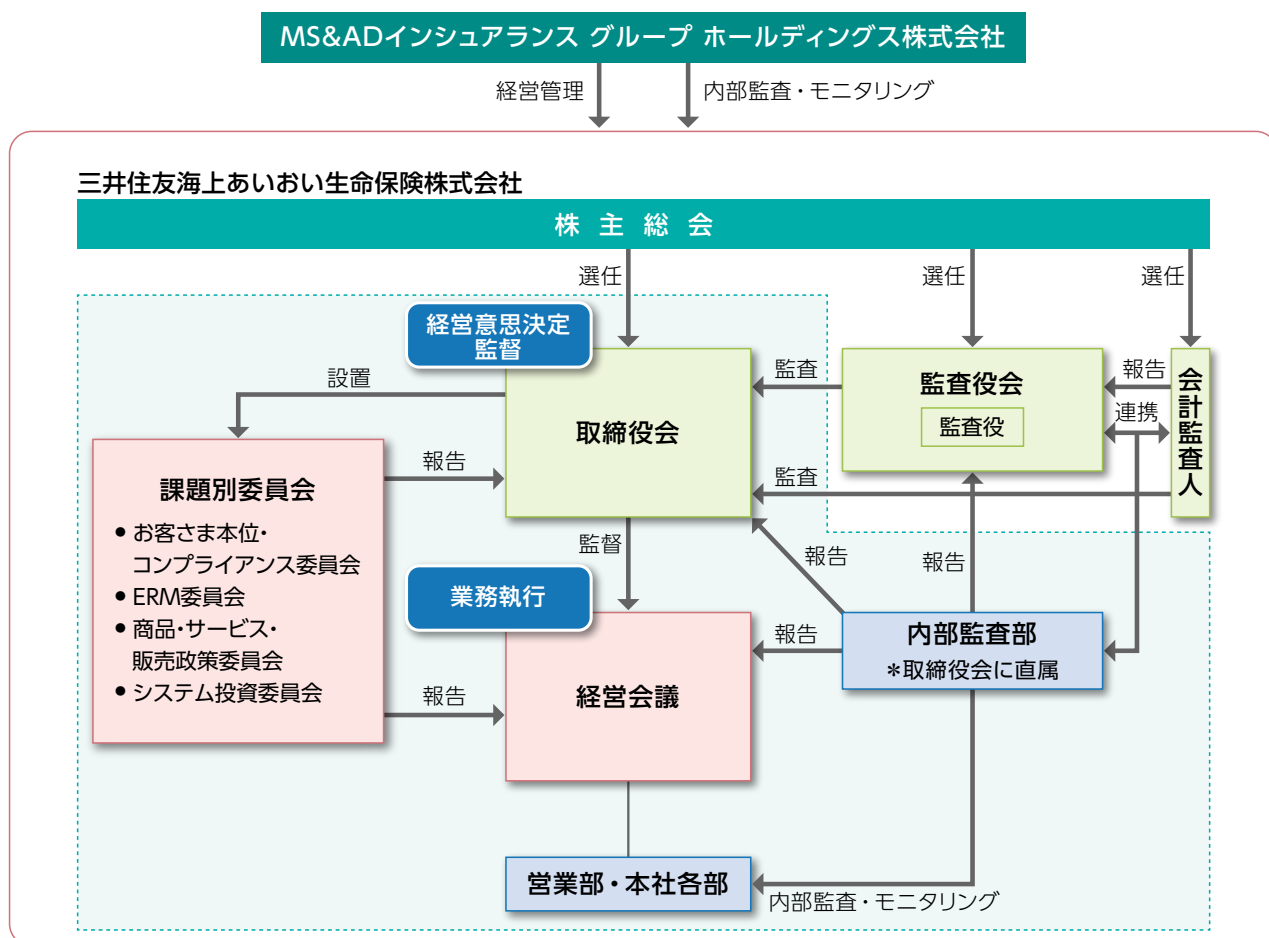
また、執行役員制度を導入し、経営重要事項の決定および監督を担う「取締役(会)」と業務執行責任を負う「執行役員」との役割分担を明確化して迅速な意思決定と適切なモニタリングの両立を図っています。

加えて、意思決定において十分な意見交換・論議を尽くすため、「経営会議」「課題別委員会」等を設置し、活用しています。

なお、当社は、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社との間で経営管理契約を締結し、同社から経営に関する助言などを受けています。

【コーポレート・ガバナンス体制図】

2026年7月1日現在



内部統制システムに関する方針

概要は以下のとおりです。

1. 当社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社(以下「持株会社」という。)が定める経営理念・経営ビジョン・行動指針および当社が定める「目指す企業像」、「三井住友海上あいおい生命 行動憲章」を、当社および子会社の全役職員へ浸透させるよう努めます。
- (2) 当社は、持株会社と締結する経営管理契約に基づき、持株会社が定めるMS&ADインシュアランス グループの基本方針(コーポレートガバナンス、リスク管理、コンプライアンス、内部監査等)を遵守するとともに、持株会社から必要な助言・指導・支援を受け、当社および子会社の規模・特性等に応じた体制を整備します。
- (3) 当社は、当社およびその子会社に関する重要事項について、経営管理契約に基づき、持株会社に承認を求め、または報告します。
- (4) 当社は、子会社に対し、株主総会決議事項について適切な意思表示を行うなど、適切に株主権を行使します。
- (5) 当社は、経営管理契約に基づき、当社の子会社の経営管理を行います。また、各社の規模・特性に応じて業務の適正を確保するための体制を整備します。

2. 職務執行の効率性確保のための体制

- (1) 当社は、迅速な意思決定と適切なモニタリングを両立させるため、執行役員制度を採用し、取締役会による「経営意思決定、監督機能」と執行役員による「業務執行機能」の分離と機能強化を図ります。
- (2) 当社は、取締役および執行役員の職務執行が適正かつ効率的に行われるよう、組織・職務権限規程等を定め、遂行すべき職務および職務権限を明確にします。

3. 法令等遵守体制

- (1) 当社および子会社は、MS&ADインシュアランス グループのコンプライアンス基本方針に従い、全役職員に対しコンプライアンス意識の徹底に取り組み、法令や社内ルール等を遵守し、高い倫理観に基づいた事業活動を行います。
- (2) 当社および子会社は、MS&ADインシュアランス グループの反社会的勢力に対する基本方針に従い、反社会的勢力排除のための体制整備(対応統括部署の整備、対応要領の整備、反社会的勢力に係るデータベース管理体制の整備、警察等外部専門機関等との連携強化等)に取り組み、反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で臨み、不当、不正な要求に応じない旨を全役職員に徹底します。
- (3) 当社および子会社は、MS&ADインシュアランス グループのスピークアップ制度運用規程に従い、組織または個人による法令違反、社内規定違反、不適切なまたはこれらのおそれのある行為について、全役職員等が社内および社外の窓口で直接通報できるスピークアップ制度を設け、全役職員に対し制度の周知を図ります。

4. 統合リスク管理体制

当社および子会社は、MS&ADインシュアランス グループのリスク管理基本方針に従い、基本的な考え方を共有するとともに、リスク管理方針を策定し、適切なリスク管理を実行します。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、監査役候補の選任にあたり、監査役のうち最低1名は経理または財務に関して十分な知識を有する者を選任します。
- (2) 当社は、MS&ADインシュアランス グループの情報開示統制基本方針に従い、当社および連結子会社に関する財務情報および非財務情報を適正かつ適時に開示するための体制を整備します。

6. 保険数理および財務の健全性指標の計算に係る適切性を確保するための体制

当社は、MS&ADインシュアランス グループの内部統制システムに関する基本方針および持株会社が定める保険数理および財務の健全性の計算に係る適切性確保に関する規程に従い、基本的な考え方を共有するとともに、当社における保険数理および財務の健全性の計算に係る適切性確保に関する規程を策定し、法令等に基づくソルベンシー・マージン比率(経済価値ベースのバランスシートに基づき計算されるものに限る。)の計算の適切性および財務報告に用いる経済価値ベースの保険負債の計算の適切性を確保するための体制を整備します。

7. 内部監査の実効性を確保するための体制

- (1) 当社は、MS&ADインシュアランス グループの内部監査基本方針に従い、実効性があり、かつ効率的な内部監査を実行するための体制を整備します。
- (2) 当社は、内部監査部門として独立した取締役会直属の専門組織を設置し、当社および子会社の全ての業務活動ならびに保険募集に係る業務の代理および事務の代行の委託先である三井住友海上火災保険株式会社およびあいおいニッセイ同和損害保険株式会社への委託業務を対象として内部監査を実施します。

8. 情報管理体制

当社は、文書管理規程を定め、取締役および執行役員の職務の執行に係る文書等その他の会社情報を適切に保存および管理します。また、取締役および監査役は、これらの情報を常時閲覧できるものとします。

9. 監査役監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人、当該使用人の独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制
 - ① 当社は、監査役の職務を補助するため、監査役室を設け専任の職員を置きます。
 - ② 取締役は、監査役室の独立性に配慮し、監査役室の組織変更、上記職員の人事異動および懲戒処分を行うにあたっては監査役会の同意を得るほか、上記職員の人事考課については監査役会が定める監査役と協議のうえ行います。
- (2) 監査役への報告に関する体制
 - ① 取締役および執行役員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、直ちに監査役会に報告します。
 - ② 取締役および執行役員は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果、内部通報状況その他監査役に報告を行う事項について遅滞なく監査役に報告します。
 - ③ 当社および子会社の役職員等は、経営上重大な法令違反、社内規定違反、不適切な行為またはこれらのおそれのある行為について、持株会社の監査等委員会および当社の監査役に直接内部通報することができるものとします。
 - ④ 当社および子会社は、①～③の報告をした者について、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行いません。
- (3) その他
当社は、監査役が、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席できる旨、関連規程等に明記しています。

以 上

コンプライアンス(法令等遵守)の取組み

当社は、「MS&ADインシュアランス グループ コンプライアンス基本方針」および「法令等遵守規程」に基づき、コンプライアンスの徹底に取り組んでいます。

当社では、コンプライアンスに関する事項を一元的に管理する組織としてコンプライアンス部を設置し、コンプライアンスに関する方針・社内規定・施策の策定および推進を担うほか、法令や社内ルール等に違反する行為、およびそのおそれのある行為に関する調査や全社的な再発防止策等を策定しています。

さらに、コンプライアンス部は、コンプライアンスに関する情報の収集・分析および改善のための施策立案を行い、本社各部と連携してコンプライアンスの推進および徹底に取り組んでいます。

なお、コンプライアンスに関する重要事項については、取締役会が設置する課題別委員会である「お客さま本位・コンプライアンス委員会」へ定期的な報告を行っています。

お客さま本位・コンプライアンス委員会

お客さま本位・コンプライアンス委員会は、取締役会が設置する課題別委員会として、コンプライアンスの推進および徹底を図るとともに、お客さま本位・コンプライアンスおよび業務品質向上に関する重要事項の協議・調整を行う機関です。関係する法律や過去からのルールを守るだけでなく、倫理・道徳や、時代が求める社会規範に照らして、プリンシプルベースのコンプライアンスを徹底します。

委員会における協議内容・結果は委員長(コンプライアンス部担当役員)が取りまとめ、取締役会および経営会議等に報告することとしています。

また、委員長は委員会の協議を踏まえ、必要に応じて業務運営の適切性等に係る改善の方向性や指示事項等を決定し、他の関係役員への意見具申または担当部門への指示等を行うこととしています。

スピークアップ制度(内部通報制度)

組織または個人による法令違反、社内規定違反、不適切な行為またはこれらのおそれのある行為に関する報告ルールを定めています。また、通報者の事情等により、通常のルートでは報告しにくいケースの受付窓口として、MS&ADインシュアランス グループが運営する『スピークアップデスク』やグループ外窓口を設けています。

さらに、経営上重大な法令違反、社内規定違反、不適切な行為またはこれらのおそれのある行為に対しては、監査役およびMS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社の監査等委員会への通報制度を設け、違法行為等の事実を会社として速やかに認識することにより、倫理・法令等の遵守を推進しています。

情報開示方針

当社では、対外的な情報開示の方針を定めた「情報開示方針(ディスクロージャー・ポリシー)」を策定しています。内容は、以下のとおりです。

ディスクロージャー・ポリシー

三井住友海上あいおい生命保険株式会社は、MS&ADインシュアランス グループ ディスクロージャー基本方針にのっとり、当社の重要情報を正確、迅速かつ公平に伝えることを目的とし、以下のとおり情報開示を行っています。

1. 情報開示の基本姿勢

当社は、お客さまをはじめとする皆さまが、当社の実態を認識・判断できるように情報開示を行っています。

2. 情報開示の基準

当社は、お客さまの契約判断等に資する有用情報として以下の項目について開示していきます。

<情報開示に関する主な項目>

経営関連、商品・サービス、資産運用、資産・負債関連、リスク管理関連、業績関連、再保険、システム、社会貢献、環境取組

3. 情報開示の方法

当社からの情報開示は、ディスクロージャー誌、ニュースリリース、インターネットホームページなどを通じ、お客さまをはじめとする皆さまに情報が伝達されるよう配慮を行っています。

反社会的勢力との関係遮断のための基本方針

当社は、反社会的勢力による不当・不正な要求に対して毅然と対応しています。全社を挙げて反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保します。

なお、当社は2012年度から生命保険約款に暴力団排除条項を導入しました。万一、保険契約上の関係者(契約者・被保険者・受取人)が反社会的勢力であることが判明した場合は、暴力団排除条項に基づき保険契約を解除いたします。

反社会的勢力に対する方針

1. 三井住友海上あいおい生命保険株式会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨み、不当・不正な要求を断固拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保します。

2. 反社会的勢力による不当要求等に備えて組織体制を整備するとともに、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 反社会的勢力による不当要求等がなされた場合には、役職員の安全を最優先に確保するとともに、担当者や担当部署に任せることなく組織的な対応を行います。

また、いかなる形態であっても反社会的勢力に対する資金提供や事実を隠蔽するための取引は行わず、民事と刑事両面からの法的対応を行います。

利益相反取引の管理について

当社は、保険業法等に基づき、「利益相反管理方針」を定め、役職員一同がこれを遵守することによって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引を管理し、適切な業務運営を行ってまいります。

利益相反管理方針

当社は、以下の方針に基づき、当社またはMS&ADインシュアランス グループの金融機関(以下「グループ金融機関」といいます。)が行う取引ならびに業務の遂行またはこれらに関連する情報の利用等に関して、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理し、適切に業務を行うものとします。

1. 対象取引およびその類型

(1) 対象取引

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」(以下「対象取引」といいます。)とは、当社またはグループ金融機関が行う取引ならびに業務の遂行またはこれらに関連する情報の利用等に関して、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。

(2) 対象取引の類型

当社は、対象取引について次に掲げる類型に基づき管理を行います。

- ①お客さまの利益と当社またはグループ金融機関の利益が相反するおそれのある取引
- ②お客さまの利益と当社またはグループ金融機関の他のお客さまの利益が相反するおそれのある取引
- ③お客さまの利益と当社に所属する保険代理店の利益が相反するおそれのある取引
- ④当社またはグループ金融機関が保有するお客さまの非公開情報を、お客さまの同意の有無を問わず利用することにより、お客さまの利益を害するおそれのある取引(本邦における個人情報保護法または当社に適用されるその他の法令等の規定に基づく、あらかじめ特定された利用目的に係る取引を除きます。)
- ⑤上記①から④に掲げるもののほか、お客さまの保護および当社またはグループ金融機関の信頼維持の観点から、特に管理を要すると認められる取引

2. 対象取引の管理方法

当社は、対象取引について、その内容および性質に応じ、以下に掲げる方法その他の適切な方法による措置を選択し、または組み合わせることにより、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、適切に管理します。

- (1) 対象取引を行う部門と当該取引に係るお客さまとの他の取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのあることについて、お客さまに適切に開示する方法
- (3) 対象取引または当該取引に係るお客さまとの他の取引の条件または方法を変更する方法
- (4) 対象取引または当該取引に係るお客さまに関する情報を利用することについて、お客さまの同意を得る方法
- (5) 対象取引または当該取引に係るお客さまとの他の取引を中止する方法

3. 利益相反管理体制

当社は、利益相反管理の遂行のため、利益相反管理統括部署を設置し、利益相反に関する情報の収集を行うことにより対象取引を一元的に管理します。

また、これらの管理を適切に行うため、役員および社員を対象に必要な教育・研修等を行い、お客さまの利益が不当に害されることのないように努めます。

4. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

本方針において、利益相反管理の対象となる会社は、当社およびグループ金融機関のうち保険業その他の金融業を行う者^(※)、ならびに当社に所属する保険代理店とします。ただし、当社の利益相反管理統括部署が、法令等に鑑み、利益相反のおそれがある取引または業務の遂行として個別に管理する必要があると判断した場合は、その当事者を管理対象に含めます。

※ 当社以外に該当する主な会社は次のとおりです。

- 三井住友海上火災保険株式会社
- あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- 三井ダイレクト損害保険株式会社
- 三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

勧誘方針

当社は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の勧誘方針を、次のとおり定めております。

勧誘方針

保険法、保険業法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律およびその他各種法令等を遵守し、適正な商品販売に努めてまいります。

お客さまの立場に立った商品販売に努めます

- お客さまに商品内容を十分ご理解いただけるよう、知識の修得、研さんに励むとともに、説明方法等について工夫し、わかりやすい説明に努めてまいります。
- お客さまの商品に関する知識、経験、財産の状況および購入の目的等を総合的に勘案し、お客さまに適切な商品をご選択いただけるよう、お客さまのご意向と実情に沿った説明に努めてまいります。
- 市場の動向に大きく影響される投資性商品については、リスクの内容について、適切な説明に努めてまいります。
- 商品の販売にあたっては、お客さまの立場に立って、時間帯、場所、方法等について十分配慮いたします。

適正な業務運営に努めます

- お客さまに関する情報については、適正に取り扱うとともに厳正に管理いたします。
- お客さまのご意見、ご要望等を商品の開発・販売方法に活かしてまいります。
- 万一保険事故が発生した場合には、ご契約の商品内容に従い、迅速、的確に保険金をお支払いするよう努めてまいります。
- 保険金を不正に取得されることを防止する観点から、適正に保険金額を定める等、適切な商品の販売に努めてまいります。

個人情報の取扱い

当社は、生命保険事業の性質上、契約内容や健康状態に関する情報をはじめお客さまに関するさまざまな情報を保有しています。

これら個人情報に対する取組方針を「個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)」として定め、オフィシャルサイト(<https://www.msa-life.co.jp>)上に公表しています。以下に概要を掲載していますので、ご参照ください。

生命保険契約のお申し込みや保険金・給付金のご請求等に関して個人情報をご提供いただく際に個人情報の利用目的を明らかにし、お客さまのご理解を求めています。

「個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)」の概要

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、生命保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、「個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます。))」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、その他の関連法令・ガイドラインおよび一般社団法人生命保険協会の「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱います。

また、金融庁および一般社団法人生命保険協会の実務指針に従って、適切な安全管理措置を講じます。

当社は、業務に従事している者等への教育・指導を徹底し、個人情報の取扱いが適正に行われるように取り組んでまいります。また、当社における個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直しを行い、改善します。

1. 個人情報の取得・利用

当社は、業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、個人情報を取得・利用します。

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報(下記10. の個人番号および特定個人情報を除きます。)を、次の目的および下記6. に掲げる目的(以下、「利用目的」といいます。)に必要な範囲を超えて利用しません。

- (1) 保険契約の申し込みにかかわる引受の審査、引受、および履行
- (2) 円滑かつ適正な保険金・給付金等のお支払い
- (3) 保険契約の維持・管理
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知、再保険金の請求およびそれらのために引受保険会社等(海外にあるものを含みます。)に個人情報の提供を行うこと(引受保険会社等から他の引受保険会社等への提供を含みます。)
- (5) 保険契約に付帯されるサービスの提供
- (6) 当社が取り扱う商品の案内、提供、代理、媒介、取次、管理、ならびに当社のサービスおよびMS&ADインシュアランス グループ各社の他の商品・サービスの案内、提供、管理ならびに新たな商品・サービスの企画、開発、調査、分析

3. 個人データの第三者への提供および第三者からの取得

- (1) 当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データ(下記10. の個人番号および特定個人情報を除きます。)を提供しません。
 - ① 法令に基づく場合
 - ② 利用目的の達成および当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む業務委託先(海外にあるものを含みます。)に提供する場合
 - ③ 個人情報保護法第27条第2項に基づく手続(いわゆるオプト・アウト)を行って第三者に提供する場合
 - ④ グループ会社または生命保険会社等との間で共同利用を行う場合(下記6.をご覧ください。)
- (2) 当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項について記録し、個人データを第三者から取得する場合(下記4. の個人関連情報を個人データとして取得する場合を含みます。)には当

該取得に関する事項について確認・記録します。

- (3) 当社は、ご本人の同意に基づき、再保険の引受保険会社等(海外にあるものを含みます。)に個人データの提供を行うこと(引受保険会社等から他の引受保険会社等への提供を含みます。)があります。保険契約の申込みの時点では提供先の引受保険会社等が確定しないため、当該引受保険会社等が講じる個人データの安全管理措置はあらかじめ特定できませんが、提供する可能性がある引受保険会社等の所在国等は当社オフィシャルサイト(<https://www.msa-life.co.jp>)上に公表しています。

4. 個人関連情報の取扱い

- (1) 当社は、法令で定める場合を除き、第三者が個人関連情報(生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報および匿名加工情報のいずれにも該当しないもの)を個人データとして取得することが想定されるときは、当該第三者において当該個人関連情報のご本人から、当該情報を取得することにつき同意が得られていることを確認したうえで、当該情報を提供します。
- (2) 当社は、法令で定める場合を除き、当社が個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるときは、当該個人関連情報のご本人から、当該情報を取得することにつき同意を得るものとします。

5. 個人データの取扱いの委託

- (1) 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データ(下記10. の個人番号および特定個人情報を含みます。)の取扱いを外部(海外にあるものを含みます。)に委託することがあります。
- (2) 当社は、個人データの取扱いを海外にある外部に委託するにあたって、安全管理措置を講じるとともに、個人情報保護法で求められる、委託先における個人データの安全管理措置に相当する措置を義務付けた委託契約を委託先との間で締結しています。

6. グループ会社との共同利用

- (1) MS&ADインシュアランス グループでは、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社(以下、「持株会社」といいます。))が

グループ会社の経営管理を行うため、持株会社とグループ会社との間で、個人データ(下記10.の個人番号および特定個人情報を除きます。)を共同利用することがあります。

(2)当社およびグループ各社は、その取り扱う商品・サービスを案内、提供ならびに新たな商品・サービスの企画、開発、調査、分析のために、各社間で、個人データ(下記10.の個人番号および特定個人情報を除きます。)を共同利用することがあります。

(3)当社は、代理店(研修生、直販社員を含みます。)の委託・採用・管理・教育等のために、代理店の店主・募集人・研修生・直販社員等に関する個人データを共同して利用することがあります。

7. 情報交換制度等について

(1)当社は、健全な生命保険制度の維持・発展のため、一般社団法人生命保険協会、生命保険会社等との間で保険契約に関する個人データ(被保険者名、死亡保険金額、入院給付金日額等)を共同利用します。

(2)当社は、生命保険募集人の受験・委託・登録・管理を適切に運営するため、一般社団法人生命保険協会、生命保険会社等との間で生命保険募集人にかかる個人データを共同利用します。

8. 信用情報のお取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の9に基づき、信用情報に関する機関から提供を受けた情報であって個人であるご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

9. センシティブ情報のお取扱い

当社は、個人情報保護法第2条第3項に定める要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報(センシティブ情報)を、業務の適切な運用の確保のために必要と認められる場合等を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

10. 特定個人情報等のお取扱い

(1)当社は、お客さまの個人番号および特定個人情報を、法令で限定的に明記された目的以外のために取得しません。法令で限定的に明記された場合を除き、個人番号および特定個人情報を第三者に提供しません。また、上記6.の共同利用も行いません。

(2)当社は、法令に基づき、お客さまの個人番号および特定個人情報を、限定された利用目的の達成に必要な範囲で利用します。

11. 開示、訂正、利用停止等のご請求

(1)ご契約内容・保険金等支払に関するご照会
ご契約内容・保険金等支払に関するご照会については、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、お答えいたします。また、お預かりした情報が不正確である場合には、正確なものに変更させていただきます。

(2)個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等
個人情報保護法に基づく保有個人データ(上記10.の個人番号および特定個人情報を含みます。)に関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等に関するご請求については、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

当社は、ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続を行い、後日、ご本人の意向

を確認したうえで、書面、CD-ROM等の外部記憶媒体の郵送または電子メールの送信等の方法で回答いたします。

12. 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データ(上記10.の個人番号および特定個人情報を含みます。)の漏えい、滅失または毀損の防止、その他個人データの安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。安全管理措置の主な内容は当社オフィシャルサイト(<https://www.msa-life.co.jp>)上に公表しています。

13. 仮名加工情報のお取扱い

(1)仮名加工情報の作成

当社は、仮名加工情報(法令に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報)を作成する場合には、法令で定める基準に従った対応を行います。

(2)仮名加工情報の利用目的

当社は、仮名加工情報の利用目的を変更した場合には、変更後の利用目的をできる限り特定し、それが仮名加工情報に係るものであることを明確にしたうえで、公表します。

(3)仮名加工情報の共同利用

当社は、仮名加工情報である個人データを共同利用します。仮名加工情報の利用目的等は当社オフィシャルサイト(<https://www.msa-life.co.jp>)上に公表しています。

14. 匿名加工情報のお取扱い

(1)匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報(法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの)を作成する場合には、法令で定める基準に従った対応を行います。

(2)匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

15. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報(上記10.の個人番号および特定個人情報を含みます。)の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。

当社における個人情報および匿名加工情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会、開示、訂正等、利用停止等のご請求、安全管理措置に関するご質問は、下記までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

お客さまサービスセンター

電話番号:0120-324-386

受付時間:月～金9:00～18:00 土9:00～17:00

(日・祝日・年末年始を除く)

生命保険契約者保護機構について

当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引き受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買い取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定^(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約^(※2)を除き、責任準備金等^(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません^(※4))。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額、年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続きにおいては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続きの中で確定することとなります)。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率^(注1)を超えていた契約を指します^(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
高予定利率契約の補償率=90%-(過去5年における各年の予定利率-基準利率)の総和÷2

(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっています。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

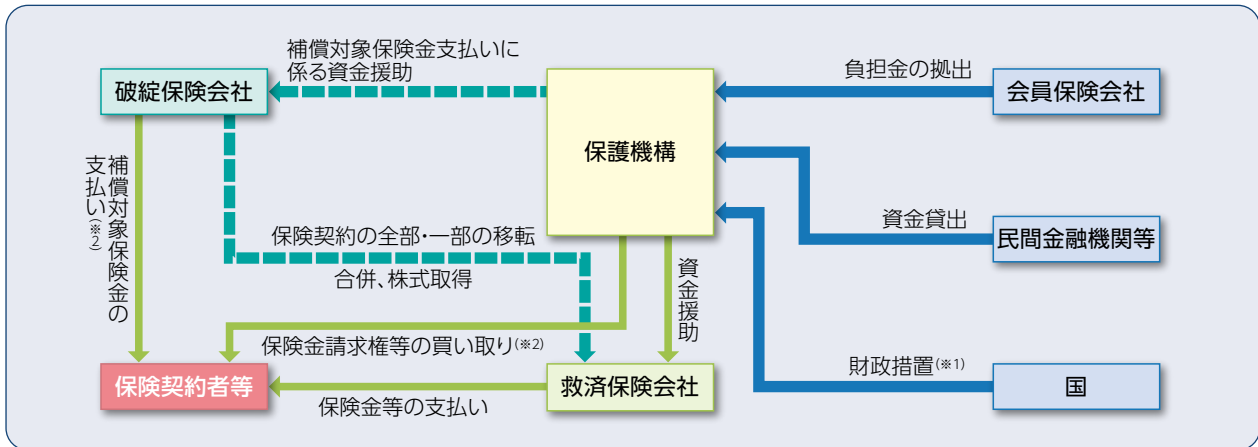
(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。
また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

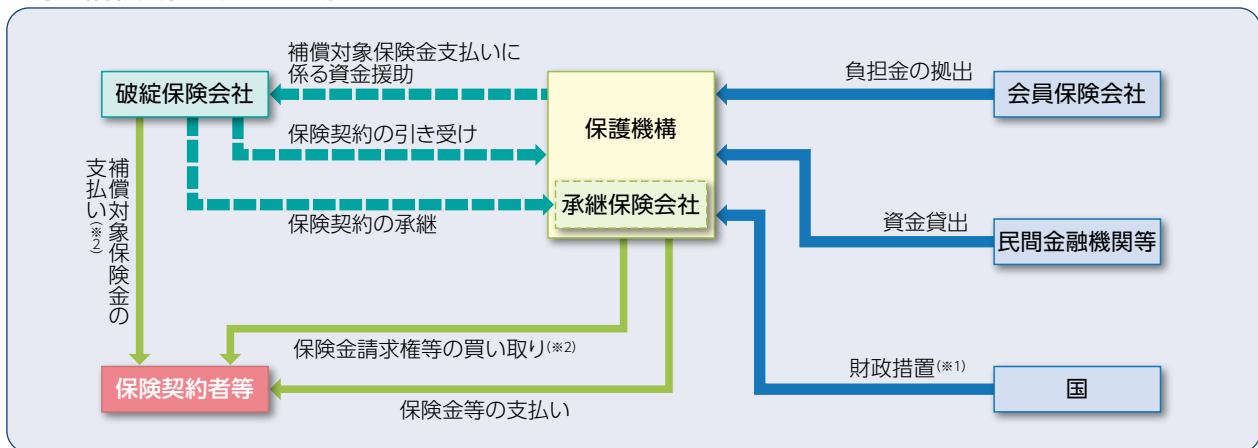
※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

生命保険契約者保護機構の仕組み (概略図)

● 救済保険会社が現れた場合



● 救済保険会社が現れない場合



※1 上記の「財政措置」は、令和9年(2027年)3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

※2 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買収することを目指す。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります(高予定利率契約については、前頁※2に記載の率となります)。

*補償対象契約の範囲、補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取り扱いに関するご質問は、下記までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

TEL : 03-3286-2820

受付時間 : 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

9:00～12:00、13:00～17:00

ホームページアドレス : <https://www.seihohogo.jp/>

監査体制

社内・社外の監査

当社では、監査役、内部監査部門および会計監査人による監査がそれぞれの立場から行われています。監査役と内部監査部門とが連携し、監査の実効性を一層向上させることに努めています。

〈社内の監査〉

- 監査役による監査(業務監査・会計監査)
- 内部監査部門による内部監査(下記「内部監査態勢」参照)

〈社外の監査等〉

会計監査人(有限責任 あずさ監査法人)による外部監査(会社法・金融商品取引法に基づく会計監査)や、保険業法に基づく金融庁の検査等を受けています。

内部監査態勢

〈内部監査の目的〉

当社では、MS&ADインシュアランス グループ共通の「MS&ADインシュアランス グループ内部監査基本方針」に基づいて内部監査態勢を整備しており、内部監査部門として独立した取締役会直属組織である内部監査部を設置し、専門的な内部監査を実施しています。内部監査は、経営理念(ミッション)の下、経営目標の効果的な達成およびグループの持続的成長と企業価値向上に貢献することを目的としています。

〈内部監査の対象〉

内部監査の対象は、当社および当社の子会社のすべての業務および三井住友海上・あいおいニッセイ同和損保への生保委託業務です。具体的には、当社の本社部門・営業部門・子会社ならびに業務委託先である三井住友海上・あいおいニッセイ同和損保の営業部門です。内部監査部は、これらの各部門のリスク状況を評価した上で、各年度の「内部監査計画」を策定し、取締役会の承認を得ています。

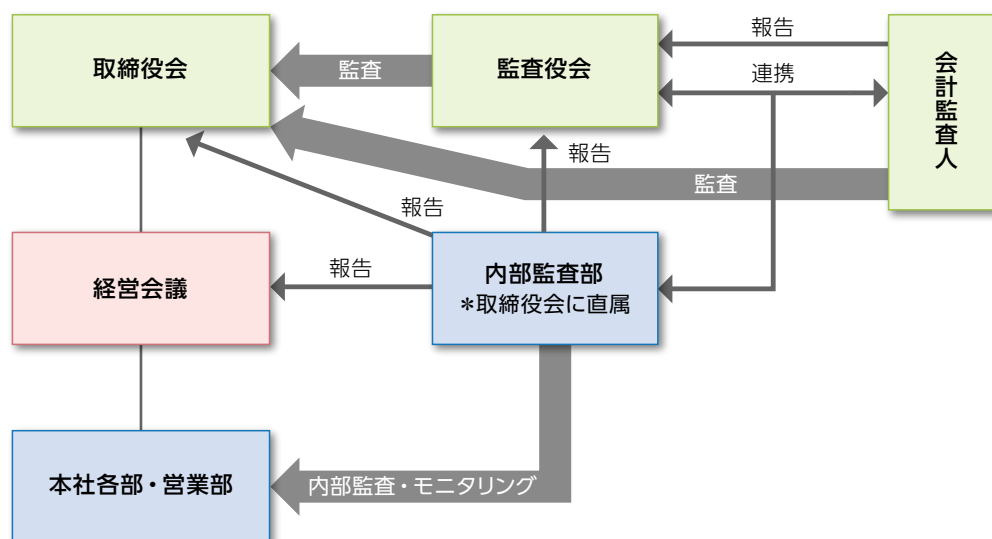
〈内部監査の実施〉

内部監査部は、内部監査に係る基本的な事項について、「内部監査規程」および「内部監査実施基準」に基づき、本社部門・営業部門等の各組織を対象とする定例的な内部監査や、特定の業務領域を対象として組織横断的に行う内部監査を実施しています。これらの内部監査においては、法令等遵守態勢、保険募集管理態勢、顧客保護等管理態勢を中心とした、各部門の内部管理態勢の適切性と有効性を検証しています。

〈内部監査結果〉

監査実施後、内部監査部は監査対象組織に内部監査結果を通知して是正・改善を求め、監査対象組織からの改善計画や進捗状況報告等に基づきそれらの是正・改善状況を確認しています。さらに、内部監査結果を集約・分析し、本社所管部門に情報提供・改善提言を行うとともに、内部監査結果および改善状況等を定期的に取締役会等に報告しています。

【監査体制・組織図(2026年4月1日現在)】



システムリスクへの取組み

当社では、日々高度化・巧妙化するサイバー攻撃の著しい変化に対応するため、金融庁より公表された「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」への対応を推進する等、リスクベースでのサイバーセキュリティ管理態勢の強化に取り組んでいます。また、全システムを対象に、毎年サイバーセキュリティリスク評価を実施し、検出された脆弱性に対策を講じています。これにより、常に変化するサイバー脅威に対応できる態勢を整えています。主な取組み内容は以下のとおりです。

金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン対応	「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」に基づく現状評価を実施し、2026年度以降のセキュリティ対応ロードマップを策定しました。リスクに応じた優先順位付けのもと、2028年度までに充足することを目指し、順次着手しています。
標的型攻撃メール訓練／サイバーセキュリティ事案対策演習	全社員に対して標的型攻撃メールを模した訓練メールを年複数回配信し、不審メールに対する意識(感性)向上と注意喚起を促し、態勢強化を図っています。また、経営の関与を高めるため本社役員・関係部長を対象としたサイバーセキュリティ事案対策演習を継続的に実施しています。
サイバーセキュリティ事案発生時のガイドライン	サイバー攻撃による情報漏えい等の社外に影響が生じる(もしくは生じる可能性がある)事案に対応するガイドラインを策定し、関係部の具体的対応・判断基準を定めています。
サイバーセキュリティリスク評価	毎年、外部からのサイバー攻撃に対する耐性だけでなく、社員が利用する内部システムについても、セキュリティ実装の度合いを技術面・態勢面の双方から評価しています。評価により検出された脆弱性に対策を講じています。